

令和元年7月8日

株式会社高知銀行

「こうぎんでんさい規定」の一部改正のお知らせ

特定記録機関変更記録のサービス開始に伴い、令和元年7月8日より「こうぎんでんさい規定」を一部改正しますのでお知らせします。

○ 改正点

取扱手数料として、「記録機関変更記録手数料」を追加

上記の改正内容は別紙「こうぎんでんさい規定」対比表をご覧ください。

以上

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">こうぎんでんさい規定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 株式会社全銀電子債権ネットワーク利用者（以下「甲」といいます。）および株式会社高知銀行（以下「乙」といいます。）ならびに株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「丙」といいます。）の三者間契約に係る甲と乙の二者間の共通約定（以下「共通約定」といいます。）を定め二者間での「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下「業務規程」といいます。）第7条に掲げる業務（以下「本業務」といいます。）の適正な実施を目的としております。なお、本取扱規定における特定の甲の個別約定については別途「こうぎんでんさい利用契約書」（以下「利用契約書」といいます。）で定めます。</p> <p>(法令等の遵守)</p> <p>第2条 甲および乙は、電子記録債権法および電子記録債権法施行令ならび電子記録債権法施行規則等の法令を遵守するものとします。</p> <p>2. 甲および乙は、丙の業務規程および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下「細則」といいます。）を遵守するものとします。</p> <p>(業務規程等の交付)</p> <p>第3条 甲は乙より丙の業務規程および細則ならびに乙の共通約定の交付を受けるものとします。</p> <p>【中略】</p> <p>第11条 本業務に係る業務規程および細則により、共通約定にて乙が定める事項は次のとおりとします。</p> <p>【中略】</p> <p>(31) 業務規程第61条第1項に規定する甲が金融機関に支払う乙所定の手数料は、次の手数料とします。</p> <p>① 基本手数料</p> <p>② 従量手数料（発生記録手数料、譲渡記録手数料、分割記録手数料、保証記録手数料、支払等記録手数料、変更記録手数料、開示手数料、支払不能手数料、口座間送金決済取消手数料、支払不能情報照会手数料、指定許可登録手数料、残高証明発行手数料、FAX送信手数料、郵送手数料、貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料）</p> <p>③ 口座間送金決済手数料</p> <p>【以下略】</p>	<p style="text-align: center;">こうぎんでんさい規定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 株式会社全銀電子債権ネットワーク利用者（以下「甲」といいます。）および株式会社高知銀行（以下「乙」といいます。）ならびに株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「丙」といいます。）の三者間契約に係る甲と乙の二者間の共通約定（以下「共通約定」といいます。）を定め二者間での「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下「業務規程」といいます。）第7条に掲げる業務（以下「本業務」といいます。）の適正な実施を目的としております。なお、本取扱規定における特定の甲の個別約定については別途「こうぎんでんさい利用契約書」（以下「利用契約書」といいます。）で定めます。</p> <p>(法令等の遵守)</p> <p>第2条 甲および乙は、電子記録債権法および電子記録債権法施行令ならび電子記録債権法施行規則等の法令を遵守するものとします。</p> <p>2. 甲および乙は、丙の業務規程および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下「細則」といいます。）を遵守するものとします。</p> <p>(業務規程等の交付)</p> <p>第3条 甲は乙より丙の業務規程および細則ならびに乙の共通約定の交付を受けるものとします。</p> <p>【中略】</p> <p>第11条 本業務に係る業務規程および細則により、共通約定にて乙が定める事項は次のとおりとします。</p> <p>【中略】</p> <p>(31) 業務規程第61条第1項に規定する甲が金融機関に支払う乙所定の手数料は、次の手数料とします。</p> <p>① 基本手数料</p> <p>② 従量手数料（発生記録手数料、譲渡記録手数料、分割記録手数料、保証記録手数料、支払等記録手数料、変更記録手数料、開示手数料、支払不能手数料、口座間送金決済取消手数料、支払不能情報照会手数料、指定許可登録手数料、残高証明発行手数料、FAX送信手数料、郵送手数料、貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料、記録機関変更記録手数料）</p> <p>③ 口座間送金決済手数料</p> <p>【以下略】</p>